

第 2 福 祉

- 1 介 護 保 険
- 2 高 齢 者 福 祉
- 3 障 がい 者 ・ 児 福 祉
- 4 生 活 保 護
- 5 そ の 他 の 福 祉
- 6 (社福) 岐 阜 市 社 会 福 祉 事 業 団

1 介護保険

平成12年度から導入されている介護保険制度は、社会全体で支える制度として定着してきた。

本市では、第8期（令和3～令和5年度）介護保険事業計画において、「高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造」の実現に向けて、第5期で開始した地域包括ケアシステムの構築、さらにはその深化及び推進を図り、認知症対策、在宅医療と介護の連携体制の強化、高齢者の生活を支援するサービスの基盤整備、地域ネットワークづくりの推進などを行っている。

(1) 概要

原則として40歳以上全員。

区分	年齢	利用の条件
第1号被保険者	65歳以上	介護や支援が必要と認定された場合
第2号被保険者	40～64歳 (医療保険加入者)	老化が原因とされる病気により、介護や支援が必要と認定された場合

イ 保険料負担

(ア) 第1号被保険者

前年の所得などに応じて算定。

所得段階	対象者	岐阜市の第1号被保険者 保険料年額(円)(※1)	保険料率
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人または課税年金収入額と年金以外の所得金額(※2)の合算額が80万円以下の人および生活保護受給の人など	24,100	0.3
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と年金以外の所得金額(※2)の合算額が80万円超120万円以下の人	40,200	0.5
第3段階	市民税非課税世帯で第1段階・第2段階対象者以外の人	56,200	0.7
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、課税年金収入額と年金以外の所得金額(※2)の合算額が80万円以下の人	72,300	0.9
第5段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、第4段階対象者以外の人	80,400	1.0
第6段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間120万円未満の人	88,400	1.1
第7段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間120万円以上210万円未満の人	100,500	1.25
第8段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間210万円以上320万円未満の人	120,600	1.5
第9段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間320万円以上400万円未満の人	140,700	1.75
第10段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間400万円以上600万円未満の人	160,800	2.0
第11段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間600万円以上800万円未満の人	180,900	2.25
第12段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間800万円以上1,000万円未満の人	184,900	2.3
第13段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間1,000万円以上の人	188,900	2.35

(※1) 保険料年額は、基準月額(6,700円)×保険料率×12か月で算出し、100円未満を切り捨て。

(※2) 年金以外の所得金額に給与所得が含まれる場合で、所得金額調整控除が適用される場合は給与所得額に所得金額調整控除額を加えた額から、また所得金額調整控除が適用されない場合は給与所得額から、10万円を控除(控除前の額が10万円未満の場合は同金額を控除)。

(※3) 合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は同控除後の金額とし、給与所得又は年金所得が含まれる場合は給与所得及び年金所得の合計額から10万円を控除(給与所得及び年金所得の合計額が10万円未満の場合は同金額を控除)。

(イ) 第2号被保険者

各医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付。支払基金は交付金として各保険者に介護給付費の27%を交付。

ウ 財源構成(利用者負担分を除く)

保険料 50% (第1号保険料23%、
第2号保険料27%)
公費 50% (国25%、県12.5%、
市12.5%)
施設に係る給付費
(国20%、県17.5%、
市12.5%)

エ 居宅サービス利用限度額

区分	居宅サービス(月)
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531
要介護1	16,765
要介護2	19,705
要介護3	27,048
要介護4	30,938
要介護5	36,217

オ 費用の自己負担

利用額の1割、2割又は3割
 ※ただし、1割、2割又は3割負担の合計が下記の金額を超えた場合は、超えた分について払い戻しが受けられる。

所得区分	世帯の上限額(円)
生活保護受給の人等	個人15,000
市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	24,600 (個人15,000)
市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	24,600 (個人15,000)
市民税非課税世帯で上記に該当しない人	24,600
・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人 ・本人が市民税課税の人	44,400
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円

(2) 被保険者数 (令和3年3月31日現在)

第1号被保険者 117,325人
 (65歳以上75歳未満・55,020人、
 75歳以上・62,305人)

(3) 要介護認定状況

- ア 介護認定審査委員
定数130人以内 14合議体
- イ 申請件数 (令和2年度)
13,155件

要介護(要支援)認定者数 (令和3年3月31日現在)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	3,403	4,305	3,918	4,023	3,517	2,729	2,084	23,979
65歳以上75歳未満	376	503	361	408	343	250	234	2,475
75歳以上	3,027	3,802	3,557	3,615	3,174	2,479	1,850	21,504
第2号被保険者	26	59	44	106	62	51	61	409
合計	3,429	4,364	3,962	4,129	3,579	2,780	2,145	24,388

(4) 財政状況

区分	歳入(円)	歳出(円)	一般会計繰入金(円)
令和2年度決算額	41,927,937,916	40,554,055,782	5,586,191,425
令和3年度当初予算額	43,984,500,000	43,984,500,000	6,119,143,000

2 高齢者福祉

(1) 概要

本市では、高齢者人口が増加する中、高齢者福祉施策を特に重点項目として積極的に推し進めており、超高齢社会において、高齢者が心身の健康を保ちつつ、明るく豊かな生活がおくれるよう長期的展望にたち、多種多様化する高齢者福祉ニーズに応えるため総合的な体系の確立を図っている。

(2) 敬老事業

- ア 90歳記念品贈呈事業
90歳に達する高齢者の長寿を祝福して記念品を贈呈する。
- イ 100歳記念品贈呈事業
100歳に達する高齢者の長寿を祝福して記念品を贈呈する。

(3) ひとり暮らし高齢者へ「愛の一声運動」事業

ア 目的

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に「どうですか、お元気ですか」と一声かけて、高齢者の孤独をいやし、日常生活を見守り、安否を確認し、もって高齢者が健全で安らかな生活を営むことを目的としている。

イ 事業内容

該当高齢者の近隣に在住し、民生委員が推薦する者を「愛の一声運動」推進員として委嘱し、推進員は定期的に高齢者宅を訪問している。
 令和2年度末の推進員は242人である。

(4) 緊急通報体制支援事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等の家庭内において緊急事態が発生した場合、高齢者等が機器本体や携帯しているペンダントを押すことにより、電話回線を通じ、消防本部指令課に自動通報されるシステムで、この通報により消防や必要に応じて地域の協力員が安否を確認し、お年寄りの緊急時に備えるものである。

昭和63年度の190台設置から令和2年度末には675台（うち、障がい者用10台を含む）設置している。

(5) 安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に人体感知センサーを設置し、日々の見守りを行い、反応が20時間以上ないときは、24時間以内に監視センターから電話で安否を確認する。

電話での確認ができないときには、協力員に安否確認を依頼することにより見守りを行う。

(6) 認知症高齢者等見守り事業

ア 認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見を目的として、QRコードが印刷された見守りシールを無料で配付している。見守りシールは、認知症高齢者の衣服や持ち物に貼り付けておき、行方不明となった際に発見者がスマートフォンでQRコードを読み取ることで、本人の情報を知ることができ、家族に通知を送信できる。

イ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

見守りシールを利用する認知症高齢者が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したことにより損害賠償責任を負った場合に、1事故につき1億円を限度に補償する保険に市が加入することで、認知症の方やその家族の不安を軽減する。

(7) 高齢者ふれあい入浴事業

毎月1日及び15日の日に市内7か所の公衆浴場を70歳以上の高齢者に低額で開放し、高齢者福祉の増進に努めている。

(8) 高齢者体育大会

高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、昭和48年から実施され、現在老人クラブ連合会推薦の体育部員から成る体育大会実行委員の協力により約3,000人の高齢者が参加し、岐阜メモリアルセンターで開催している。

(9) 老人健康農園運営事業

農業後継者の不足から休耕地とされていた畑地の

一地主が、高齢者の生きがい対策の一環としてその所有する畑地を開放されたのに伴い、昭和48年5月から実施された事業である。

現在、1区画を15㎡として長良、長森、茜部、鷺山、福光南、鷺山東、鷺山北、市橋、鷺山北第2、長森東、厚見西、領下の12農園に535区画が開放されており、利用料は1区画、年額4,400円で貸し出している。

(10) 老人クラブ育成事業

本市には令和3年4月1日現在、単位老人クラブが369団体、19,556人が加入し、1クラブ平均加入者数は54人という状況のもと、これらの育成を図るため、令和3年度は老人クラブ連合会補助金6,427千円、単位老人クラブ補助金年72,000円（会員数100人以上）、57,600円（50～99人）、43,200円（30～49人）がそれぞれ予算措置されている。

その他、高齢者スポーツ活動促進事業、三世交代交流促進事業などがある。

(11) 高齢者大学

高齢者の社会参加を促進する機会として、年1回5日間開催され、教養、健康、歴史、文学、趣味等にわたって講義されており、約100人の受講者がある。

(12) 高齢者おでかけバスカードの交付事業

外出する機会が少なくなりがちな70歳以上の高齢者に対し、社会参加のきっかけづくりとして額面3,000円と終日2割引で乗車できる特典がついたバスカードを交付している。

(13) 高齢者ボランティア活動(友愛チーム活動)

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の慰問を行うため、昭和57年度に結成された。令和2年3月31日現在、友愛チーム員は788人。

(14) 福祉器具及び日常生活用品(具)給付事業

ア 福祉器具給付事業

在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者、虚弱高齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し、ガス漏れ警報器、電磁調理器を給付する。世帯の生計中心者の前年所得税課税額により、自己負担がある。

イ 家族介護用品支給事業

要介護・要支援認定において要介護3～5と判定された在宅の者で、本人、世帯員、同居人または扶養者が市民税非課税であることなどの要件を満たす場合に、紙おむつ支給券を配付する。

(15) 生活管理指導短期宿泊事業

要介護・要支援認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上の高齢者等で基本的な生活習慣が欠如している者に対して、一時的に養護老人ホームへ短期宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

利用料の自己負担（被保護世帯は免除）及び飲食費等の実費負担がある。

(16) 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の健康保持と生活安定のために必要な相談、支援等を行う総合窓口として、19か所の地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの3職種の専門職員を配置し、地域のネットワークを形成し、地域で支えあう「地域包括ケアシステム」を推進している。

(17) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防のためのサービスを提供する。

ア 介護予防・生活支援サービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
- ・介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

(18) 高齢者住宅改善促進助成事業

要介護認定において要介護1～5と判定された在宅の高齢者を含む世帯で、高齢者の住みよい環境をつくり、介護にあたる家族の負担を軽減するための住宅改善（新築を除く）に必要な費用を助成する事業で平成6年度から実施している。

助成金額の基準額は70万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の基準額20万円のうち利用可能額を控除する。

（令和3年4月1日現在）

世帯の階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人支援法による支援給付金受給者世帯	100%
生計中心者が前年市民税非課税世帯	100%

(19) 成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用等において後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う家族がいない場合等に成年後見制度の利用に係る経費の一部を助成する。また、対象者は、介護保険サービスの利用にあたって、身寄りのない重度の認知症高齢者等であって、老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等の規定する審判の請求を行うことが必要と認めるもののうち、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者とする。

・助成対象経費の内容

- (ア) 申立手数料及び通信用の切手代
- (イ) 登記手数料
- (ウ) 鑑定費用（鑑定が必要な場合に限る）
- (エ) 後見人等の報酬
- (オ) その他市長が必要と認める経費

※ただし、負担能力のある者には、後日求償する。

岐阜市成年後見センター

令和3年4月から、認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない人への権利擁護支援の中核機関として、岐阜市成年後見センターを開設している。

窓 口 岐阜市役所1階高齢福祉課内
相談受付時間 月曜日～金曜日
午前8時45分～午後5時30分
（祝日、12月29日～1月3日を除く）

(20) 家族介護慰労金支給事業

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上、及び介護する家族の経済的負担の軽減を図る。対象となるのは、要介護4または5の市民税非課税世帯に属する人で、過去1年間に介護保険サービスや障害福祉サービスを受けていない、3か月以上の入院をしていないなどの要件を満たす要介護高齢者を介護している家族。

支給額は、年額100,000円。（ただし、要介護者1人につき1回支給する。）

(21) 後期高齢者医療事業

(令和3年4月1日現在)

区分	根拠	要件	自己負担割合	給付
75歳以上の者	法律	75歳以上	1割または3割	<ul style="list-style-type: none"> 療養の給付等 訪問看護療養費 特別療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費 その他の給付（葬祭費等）
一定の障がいのある者	法律	65歳以上75歳未満で次のいずれかに該当し、本制度への加入を選択する者 ・身体障害者手帳1～3級（一部4級）の者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の者 ・療育手帳重度の者 ・障害年金受給者（法で定められた者）		

(22) 保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業

70歳以上の者等に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、昭和55年10月1日から保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部を助成している。

資格、要件は次のとおり。

ア 満70歳以上の者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項第1号の例により算定した所得の額が1,265,000円を超えない者

令和2年度実績

受給者	受療補助券交付枚数	受療数	受療率	助成額(円)
595	3,554	1,788	50.3	2,503,200

※岐阜市鍼灸マッサージ師会と施術料1回4,200円で協定、そのうち本人1,400円、施術者1,400円、市助成額1,400円の割合。

(23) 老人福祉施設

ア 三田洞神仏温泉

(ア) 概要

昭和43年2月、緑の木々につつまれた閑静

(エ) 利用状況 (令和2年度)

区分	利用者別 居住地別	高齢者		障がい者		その他		合計	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
休憩又は集会		32,970	1,377	6,258	437	2,309	1,564	41,537	3,378

イ 老人福祉センター

(ア) 和楽園

開館 昭和46年4月
 建設費 41,954千円
 敷地面積 828.96㎡
 建物延面積 604.28㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建

施設概要

2階 図書室、食堂、談話ホール、和室(2室)、茶室、機械室、湯沸所等
 1階 大集会室(舞台付畳敷き)、談話ホール、事務室、相談室、ボイラー室、機械室、湯沸所等
 指定管理者 (社福)岐阜市社会福祉事業団

な市北部の三田洞地内に開設され、高齢者の休養とレクリエーションの場として心おきなく温泉(単純炭酸鉄泉)にひたり休養できる施設である。

(イ) 利用料金 (令和3年4月1日現在)

区分		休憩・集会1人につき(日帰り)
一般	市内在住者	410円
	市外在住者	520円
(60歳以上)	市内在住者	200円
	市外在住者	410円
障がい者	市内在住者	100円
	市外在住者	200円
小・中学生	市内在住者	200円
	市外在住者	260円

※小学校就学前と小・中学生の障がい者は無料

※介護者が必要な障がい者の介護者1名は無料

※介護者が必要な障がい者とは、

- ・身体障害者手帳の1・2・3級
- ・療育手帳のA・A1・A2・B1
- ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級

(ウ) 指定管理者

株式会社 三和サービス

(イ) 友 楽 園
 開 館 昭和48年4月
 建 設 費 27,315千円
 敷 地 面 積 342.80㎡
 建物延面積 216.56㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (2階部分)
 施設概要 集会室、和室(2)、事務室、
 湯沸場等
 指定管理者 特定非営利活動法人 わいわ
 いハウス金華

(ウ) 西部福祉会館
 開 館 昭和49年5月
 建 設 費 80,239千円
 (用地費 76,485千円)
 敷 地 面 積 1,777.14㎡
 建物延面積 773.02㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (1階部分のみ)
 施設概要 集会室、和室(3)、談話室、
 相談室、事務室、湯沸室、機械
 室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(エ) みやこ老人センター
 開 館 昭和56年10月
 敷 地 面 積 2,284.66㎡ (岐阜市社
 会福祉健康センター共同敷地)

建物延面積 772.51㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造5階建
 (複合施設のうち4階部分)
 施設概要 事務室、生活相談室、教養
 娯楽室(2)、技能修得指導室
 (3)、機能回復訓練室、図書室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(オ) 三 楽 園
 開 館 昭和59年4月
 建 設 費 38,391千円
 敷 地 面 積 349.40㎡
 建物延面積 184.92㎡
 構造規模 鉄筋造平屋建
 施設概要 集会室、生活相談室、教養娯
 楽室、健康相談室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(カ) 柳津高齢者福祉センター
 開 館 昭和62年4月
 建 設 費 415,000千円
 敷 地 面 積 2,841.95㎡
 建物延面積 816.83㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (1階部分のみ)
 施設概要 事務室、集会室、教養娯楽室、
 相談室、機能回復訓練室、浴室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

利 用 状 況 (令和2年度)

種 別	施 設 名	開 館 日 数	利 用 人 員	1 日 平 均
老人福祉 センター	和 楽 園	246	2,406	9.8
	友 楽 園	246	2,002	8.1
	西 部 福 祉 会 館	246	2,603	10.6
	みやこ老人センター	246	3,631	14.8
	三 楽 園	246	446	1.8
	柳津高齢者福祉センター	246	847	3.4

ウ 高齢者福祉会館 (ふれあいの館「白山」)

開 館 平成3年4月
 建 設 費 739,768千円
 敷 地 面 積 1,899.46㎡
 建物延面積 2,159.47㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造1階地上
 3階建
 施設概要 高齢者交流センター、附属施設
 (会議室)、サロン、駐車場
 指定管理者 公益社団法人 岐阜市シルバー
 人材センター

利 用 状 況 (令和2年度)

区 分	開 館 日	利用人数
高齢者交流センター	246	3,172
会 議 室	130	1,761

3 障がい者・児福祉

(1) 概 要

本市では、昭和56年の国際障害者年を契機にノーマライゼーションの理念を具体的にするために従来の施設中心の施策を地域での暮らしを支援する方

向へ転換しつつ、きめ細やかな福祉サービスの充実
に努め、身体障がい者16,200人余及び知的障
がい者4,200人余の生活の安定と福祉の増進を
図っている。

また、「ともに生きる」という考え方を原点とし
たまちづくりを進めるため、12月3日から12月
9日までの「障害者週間」を中心にして「オンリー
ワン わたしたちの芸術祭」を開催し、障がい者問
題に対する市民の認識と理解を深めるための啓発活
動の強化を図っている。

(2) 身体障害者相談事業

ア 目的

身体障がい者の自立更生の相談に応じ必要な支
援を行うとともに関係機関との連絡調整を行い、
身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的と
する。

身体障がい者68人に委嘱。

イ 相談内容

生活相談、職業相談、その他身体障害者手帳交
付申請手続等の各種相談。

(3) 知的障害者相談事業

ア 目的

知的障がい者の援護の相談に応じ必要な支援を
行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、知
的障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

知的障がい者の保護者等23人に委嘱。

イ 相談内容

療育・生活相談、施設利用・就学・就職相談、
その他各種相談。

(4) 障害者小規模通所援護事業

障がい者の福祉の向上を図るため、障害者総合支
援法に基づく施設を常時利用することが困難な者に
小規模通所施設を設け、作業、生活指導及び社会参
加訓練等を実施する。

ア 利用定数

5人以上20人未満

イ 設置数

1か所

(5) 自立支援医療費（更生医療）支給

障がいの程度を軽減又は除去し、日常生活を容易
にすることを目的とし、肢体不自由、じん臓機能等
の各障がい者にそれぞれ更生医療を適用するもので
ある。

令和2年度は395人が適用を受けた。

(6) 補装具費支給（購入・修理）

身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活を容

易にするために盲人安全杖、義肢、車いす、補聴器
等の購入・修理に係る費用を支給するものである。

令和2年度は829件の支給を行った。

(7) 重度身体障害者住宅改善促進助成制度

本市の住民基本台帳に登録されている身体障がい
者（児）で、その手帳内容が下肢・体幹・視覚・内
部障がいの1・2級（内部障がいは車いす交付者）
で、これらの住家の玄関、便所、浴槽及び手摺等を
障がい者（児）の日常生活を容易にする目的で改善
したとき、改善費の一部を助成するもので助成する
世帯の生計中心者の所得税額による助成率が下表の
とおりであり、70万円を限度に助成するもので、
令和2年度は2件であった。

(令和3年4月1日現在)

世帯の階層区分		助成率
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		100%
生計中心者が前年所得税非課税世帯		100%
生計中心者の前年所得 税課税年額	15,000円以下の世帯	80%
	15,001円以上70,000円以下の世帯	60%

(8) タクシー料金助成

下肢又は体幹機能障害の重度身体障がい者（1
・2級）、乳幼児期以前非進行性の脳病変による移
動機能障害で1級又は2級の方、視覚障がい者（1
・2級）、療育手帳の所持者でIQ20以下(AI)
の方及び内部障がい者（1級）に対し、チケット使
用でタクシー料金を助成し、社会活動の範囲を拡げ
ることを目的としている。

これは、岐阜市と協定を締結したタクシー及び福
祉有償運送ならば利用でき、乗車1回につき550
円で、年間48回を限度としている。

(9) 手話通訳事業

聴覚障がい者の意思疎通を円滑にするために、手
話通訳員を設置している。

(10) 障害福祉サービス

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は、重度の知的障がい若
しくは精神障がいにより行動をすることが著しく
困難な者で常に介護を必要とする者に、自宅で、
入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動
支援など総合的に行う。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する
者に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供
するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の

介護その他の必要な援助を適切かつ効果的に行う。

エ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

オ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

カ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する者が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。

ク 生活介護

常に介護を必要とする者に、主に日中施設などで、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

ケ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

コ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

サ 就労移行支援

一般企業等へ就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

シ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

ス 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した者に、就労に伴う生活面の課題に対応するための相談、指導及び助言等必要な支援を行う。

セ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

ソ 共同生活援助（グループホーム）

地域の共同生活の場において、主に夜間や休日に相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行う。

(11) 障害児通所支援

ア 児童発達支援

障がいのある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

イ 医療型児童発達支援

障がいのある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び、治療を行う。

ウ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図るなど、必要な支援を提供する。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

オ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合、その施設を訪問し、本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。

(12) 地域生活支援事業

ア 移動支援

屋外での移動が著しく困難な障がいのある者について、外出の際の移動の支援を行う。

イ 障害者デイサービス

障がいのある者が通う施設で、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。

ウ 小規模通所サービス

障がいのある者が通う施設で、就労の機会の提供、創作的活動、生産活動、生活訓練、健康管理指導、社会参加訓練等を行う。

エ 訪問入浴サービス

常時介護を必要とし自宅の浴そうで入浴が困難な重度の障がいのある者が入浴を希望し、医師が入浴を認めた場合に、自宅にて入浴支援を行う。

オ 日中一時支援

自宅で介護する者が病気の場合などに、一時的な日中の活動の場を提供し、見守りを行う。

カ 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

重度訪問介護の対象となる者に対し、大学等への通学及び大学等の敷地内において修学するために必要な身体介護等の支援を行う。

キ 福祉ホームの運営

現に住所を求めている障がいのある者に対し、低額な料金で居室・その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する。

ク 意思疎通支援

聴覚障がい者の社会参加活動の促進のため、手話通訳者、要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を行う。

キ 日常生活用具費等支給

重度身体障がい者に対し、ストマ用装具、特殊寝台、特殊マット、人口喉頭、盲人用時計等の日常生活用具費を支給するものである。令和2年度は11,115件の支給を行った。

1,265,000円を超えない者

令和2年度実績

受給者	受療補助券 交付枚数	受療件数	受療率	助成額(円)
8	45	23	51.1	32,200

※岐阜市鍼灸マッサージ師会と施術料1回4,200円で協定、そのうち本人1,400円、施術者1,400円、市助成1,400円の割合。

(13) 身体障害者補助犬飼育費助成事業

就労等社会活動への参加のため盲導犬、聴導犬及び介助犬を利用する視覚障がい者等に対し、飼育のために必要な経費の一部を助成するもので、令和2年度は2件であった。

(14) 保険外はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

70歳未満の身体障がい(児)者に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、昭和57年10月1日から保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部を助成することとした。

資格、要件は次のとおり。

- ・身体障害者手帳が肢体不自由で、1級または2級に該当する者
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項第1号の例により算定した所得の額が

(15) 障がい者施設

ア 第二恵光(障害者支援施設)

(ア) 概要

昭和38年4月に児童入所施設「岐阜市立第二恵光学園」として開設された。その後、昭和57年11月に知的障害者更生施設へと移行した。そして、平成24年4月から障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「岐阜市立第二恵光」へと移行した。日中活動における生活介護の対象者と夜間等における施設入所支援の対象者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として必要な介護、支援を行っている。

(イ) 利用状況

施設入所支援	定員50人	現員47人
生活介護	定員60人	現員50人
短期入所	定員2人	

(ウ) 年齢別一覧表

年齢別一覧表 (令和3年4月1日現在)

性別	年齢	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男子		2	3	2	2	5	10	5	0	0	29	46.3
女子		0	3	3	3	4	5	4	1	2	25	48.2
合計		2	6	5	5	9	15	9	1	2	54	47.2
比率		3.7	11.1	9.3	9.3	16.7	27.8	16.7	1.9	3.5	—	—

イ 第三恵光(障害者支援施設)

(ア) 概要

昭和45年4月に知的障害者授産施設「岐阜市立第三恵光学園」として開設された。平成24年3月末で「岐阜市立第三恵光学園」を廃し、4月から障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「岐阜市立第三恵光」として開所した。日中活動における生活介護の対象者と夜間等にお

ける施設入所支援の対象者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として必要な介護、支援を行っている。

(イ) 利用状況

施設入所支援	定員40人	現員36人
生活介護	定員40人	現員35人
短期入所	定員4人	

(ウ) 年齢別一覧表

年齢別一覧表 (令和3年4月1日現在)

性別	年齢	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男子		0	0	2	2	3	5	6	1	1	20	51.8
女子		1	0	1	0	2	3	4	5	0	16	52.9
合計		1	0	3	2	5	8	10	6	1	36	52.3
比率		2.8	0	8.3	5.6	13.9	22.2	27.8	16.7	2.7	—	—

ウ ワークス恵光(就労継続支援B型)

(ア) 概要

平成24年4月1日に障害者自立支援法によ

る就労継続支援B型事業所として開設。就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上の

ために必要な訓練その他の便宜を提供することを目的とする。

(イ) 利用状況

定員 40人 現員 25人

(ウ) 年齢別一覧表

性別	年齢	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男子		4	0	0	2	1	2	1	0	2	12	42.8
女子		0	0	1	2	3	2	2	2	1	13	51.3
合計		4	0	1	4	4	4	3	2	3	25	47.2
比率		16.0	0	4.0	16.0	16.0	16.0	12.0	8.0	12.0	—	—

エ ケアホーム恵光（共同生活援助）

介護、その他の便宜を提供することを目的とする。

(ア) 概 要

平成24年4月1日に障害者自立支援法による共同生活介護事業所として開設。共同生活を営むべき住居において入浴、排泄または食事の

(イ) 利用状況

定員 24人 現員 20人

(ウ) 年齢別一覧表

性別	年齢	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男子		1	1	0	0	0	1	1	0	2	6	49.8
女子		1	0	0	2	3	2	2	3	1	14	51.4
合計		2	1	0	2	3	3	3	3	3	20	51.0
比率		10.0	5.0	0	10.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	—	—

オ 岐阜市盲人ホーム白杖園

あんま師、はり師又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な者に対し、当施設を利用させ必要な技術指導を行い自立更生を図る。

指定管理者 (一社)岐阜県視覚障害者福祉協会

カ 三田洞神仏温泉3階（旧身体障害者保養所「清泉荘」）

昭和47年10月に開設し、平成21年度に改装を行い、平成22年4月に三田洞神仏温泉3階に身体障がい者の保健、休養の場として、リニューアルオープンした。身体障害者手帳の交付を受けている1～3級までの者、療育手帳の交付を受けているA～B1までの者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれぞれの介助者が利用できる。

指定管理者 株式会社 三和サービス

通 園 状 況 (令和3年4月1日現在)

区 分	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
男	0	10	7	7	10	34
女	0	3	4	6	1	14
合計	0	13	11	13	11	48

※定員54人、通園バス2台

イ みやこ園（児童発達支援センター）

昭和56年10月岐阜市福祉健康センター3階に児童福祉法に基づく難聴幼児の母子通園施設が開設された。これは全国的に数少ない施設の一つであり、医療機関や隣接する保健所との連携を密にして早期発見、早期療育をすることにより聞こえやことばの発達を促すとともに親支援にも力を入れている。

通 園 状 況 (令和3年4月1日現在)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
男	0	1	3	4	4	4	16
女	1	2	3	1	1	1	9
合計	1	3	6	5	5	5	25

※定員20人

施設概要

面積 岐阜市福祉健康センター3, 399.87㎡のうち3階606.61㎡

設備 事務室、遊戯室、観察室、診察室、聴力検査室、心理・言語検査室、訓練室(4)、デモンストラーションルーム、沐浴室

指定管理者 (社福)岐阜市社会福祉事業団

(16) 障がい児施設

ア 恵光学園（児童発達支援センター）

昭和34年4月児童福祉法による知的障害児通園施設として開設され、昭和50年4月発達のおくれ、つまずきのある幼児の生活指導部を開設し、心身の発達促進と障がいの軽減、保護者への療育指導援助を始める。その後、昭和55年より幼児の通園施設として学校、保育所、幼稚園へ行く前段階の親子療育施設を担っている。

昭和59年4月、長良東3丁目93番地へ移転。平成24年4月、児童福祉法改正により福祉型児童発達支援センターに移行し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援などの事業を行っている。

4 生活保護

(1) 概要

本市の保護率は、令和3年4月現在14.92%であり、全国平均(16.4%、令和3年3月)を下回る率を示している。この原因については、大きな不況の影響を受けることなく、本市が地理的に中部圏の中核都市として、有効求人倍率が他都市に比べて高いことが低保護率の一因をなしていると思わ

れる。

昭和58年度に8.81%であった保護率は、以後減少傾向に推移し、平成9年9月の段階では4.87%まで低下したものの、平成20年9月のリーマンショックの影響もあり、平成28年度までは増加傾向で推移した。

保護要因は、傷病、障がい、高齢による生活困難が全体の88.4%あり、また医療扶助費が保護費の49.6%を占めている。

(2) 生活保護法による最低生活保障基準

(令和3年4月1日現在)

区 分	標準3人世帯	夫婦子4人世帯	老人2人世帯	母子3人世帯	老人1人世帯
	男33歳 女29歳 子4歳	男38歳 女34歳 子9歳(小3) 子4歳	男72歳 女67歳	女30歳 子9歳(小3) 子4歳	女70歳
生活扶助基準	140,280円	158,810円	114,940円	139,120円	71,460円
母子加算				21,800	
児童養育加算	10,190	20,380		20,380	
教育扶助(基準)		3,680		3,680	
給食費		4,500		4,500	
学習支援費		1,333		1,333	
住宅扶助	41,600円	41,600円	38,000円	41,600円	32,000円
合計	192,070	230,303	152,940	232,413	103,460
対前年度	100.0%	99.2%	101.5%	100.2%	100.3%

※生活扶助基準には11月から3月までの冬季加算(5か月分)を加え、12か月の均等割で算定してある。

(3) 保護実施状況

(月平均)

年度	区分	世帯	人員	保護率(%)	高齢世帯	母子世帯	障がい・傷病世帯	その他
平成30		5,253	6,420	15.66	3,216	179	1,354	504
令和元		5,189	6,278	15.35	3,266	162	1,283	478
令和2		5,096	6,110	15.00	3,252	150	1,253	441

(4) 生活保護費支給状況

(単位：千円)

年度	区分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計
平成30		3,578,842	1,686,843	30,965	357,125	5,739,954	363	18,723	43,452	11,456,267
令和元		3,455,986	1,668,949	26,090	383,098	5,669,095	0	13,673	42,255	11,259,146
令和2		3,377,895	1,650,434	24,537	411,115	5,446,410	0	13,820	41,657	10,965,868

※転出入、職権保護含む

(5) 保護の開始・廃止件数 (令和2年度)

開 始	区 分		年間総数	1カ月平均
	申請件数		455	38
却下・取り下げ件数		30	3	
決 定	世帯数	429	36	
	人員	504	42	
廃 止	世帯数	491	41	
	人員	559	47	

※転出入、職権保護含む

5 その他の福祉

(1) 福祉医療費助成事業

ア 重度心身障害者等医療費助成事業

次のいずれかに該当する者に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図る。※所得制限あり

ア 身体障害者手帳1～3級の者

イ 療育手帳A、A1、A2またはB1の者

- ウ 戦傷病者手帳特別項症から第4項症まで、かつ身体障害者手帳4級の者
- エ 65歳以上で6か月以上ねたきりの状態で常時介護を要する者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の者

令和2年度実績

対象者数	助成件数	医療費総額(円)	助成額(円)
14,844	485,581	26,017,737,422	2,120,244,571

(2) 福祉健康センター

社会的弱者の自立更生を図るため、全国でも数少ない複合福祉施設として、さらには保健衛生面でも隣接して建てられた、保健所との連携により相乗効果の期待できる施設として本市の福祉活動の拠点となる福祉健康センターを建設した。

完成年月日	昭和56年8月31日
建設費	640,213千円
敷地面積	2,315.33㎡
建物延床面積	3,399.87㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造5階建

(3) 民生委員、児童委員 (令和3年4月1日現在)

- 定数 897人
- ※主任児童委員100人を含む
- 民生委員協議会数 50
- 平均年齢 65.5歳
- 担当世帯数 約230世帯
- ※主任児童委員を除く、民生委員・児童委員1人当たり

6 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(1) 概要

岐阜市が設置した社会福祉施設の受託経営を目的に、昭和56年10月に設立され、身体障がい者、知的障がい者、幼児、高齢者を対象に幅広く福祉事業を実施している。

また、平成12年度から老人デイサービスセンターを、平成16年度からは就労継続支援B型事業所(旧知的障害者通所授産所)及び地域活動支援センターを経営している。

平成18年度から児童センター、老人福祉センター等を指定管理者制度に基づき、管理運営している。

平成21年度から岐阜市から養護老人ホーム寿松苑の移管を受け、経営している。

平成26年度から多機能型事業所(就労移行支援・就労継続支援B型)を経営している。

平成29年12月から多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型)を経営している。

平成30年12月から多機能型事業所(就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援B型)を経営している。

令和2年12月から多機能型事業所(生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労継続支援B型)を経営している。

(2) 事業内容

ア 指定管理者制度による管理運営施設

(ア) 老人福祉センター

みやこ老人センター、和楽園、西部福祉会館、三楽園、柳津高齢者福祉センター

(イ) 岐阜市福祉型児童発達支援センター

みやこ園

(ウ) 児童厚生施設

黒野児童館、東児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長森児童センター、サンフレンドみわ・児童センター、サンフレンドうずら・児童センター、柳津児童館

イ 主な設置経営施設

(ア) 老人デイサービスセンター (平12.4.1から直営)

市橋デイサービスセンター

(イ) 地域活動支援センター (平16.4.1から直営)

みやこ障害者センター、サンフレンドみわ・障害者センター、サンフレンドうずら・障害者センター

(ウ) 就労継続支援B型事業所 (平16.4.1から直営)

ワークサポートひの、ワークサポートやないづ (平18.1.1から直営)

(エ) 養護老人ホーム (平21.4.1から直営)

寿松苑

(オ) 多機能型事業所

・就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援B型 ワークサポートあすなろ (平30.12.1から移行)

・生活介護・就労継続支援B型 ワークサポートみやこ (平29.12.1から移行)

・生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労継続支援B型 ワークサポートあおやぎ (令2.12.1から移行)

(カ) 共同生活援助事業 (平7.4.1から直営)

・障がい者共同生活支援センター (7ヶ所)
・第2障がい者共同生活支援センター (1ヶ所)

福祉施設一覧

(1) 高齢者福祉施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
寿 松 苑	椿洞1089-1	社会福祉法人	社会福祉法人	昭和25年11月1日	90
岐阜老人ホーム	北一色7丁目20-1	〃	〃	〃 23年3月18日	110
寿 楽 苑	中2丁目470	岐 阜 県	〃	〃 43年4月1日	70
第三岐阜老人ホーム	日野東5-1-1	社会福祉法人	〃	〃 53年9月7日	100
喜 久 寿 苑	河渡2丁目45	〃	〃	〃 54年4月1日	80
瑞 光 苑	奥1丁目100	〃	〃	〃 60年6月1日	80
光 の 園	三輪776-2	〃	〃	〃 60年7月1日	110
さ く ら 苑	奥2丁目28-1	〃	〃	平成4年4月1日	80
大 洞 岐 協 苑	大洞3丁目3-1	〃	〃	〃 5年4月1日	100
サンライフ彦坂	彦坂川北230	〃	〃	〃 8年4月1日	100
黒野あそか苑	黒野404-1	〃	〃	〃 9年4月1日	80
養生訓園	雄総柳町2丁目60	〃	〃	〃 13年4月1日	100
ナーシングケア寺田	寺田7丁目85	〃	〃	〃 14年4月1日	100
コート・スマイル	芥見野畑1丁目25	〃	〃	〃 14年4月1日	100
燦燦(さんさん)	鏡島南1丁目2-30	〃	〃	〃 17年4月1日	100
みたほら苑	三田洞東4丁目9-1	〃	〃	〃 17年4月1日	80
やすらぎの里川部苑	川部3丁目43	〃	〃	〃 18年4月1日	60
あんぎの家細畑	細畑3丁目16-8	〃	〃	〃 18年4月1日	89
ナーシングケア加納	加納愛宕町18-2	〃	〃	〃 24年4月1日	80
シルバータウン岩井	若井4-10-1	〃	〃	〃 23年9月1日	29
やすらぎの里川部苑新館	川部3-19-1	〃	〃	〃 24年3月20日	29
るびなすピラ	須賀2-5-1	〃	〃	〃 25年3月15日	80
ハートステージ鳳	長旗町2丁目18	〃	〃	〃 26年6月1日	100
あ ん ず の 里	則武2丁目10	〃	〃	〃 27年9月16日	29
ケアコート徹明通り	徹明通6-14	〃	〃	〃 29年12月28日	29
ば ー む	鏡島南1丁目2-30	〃	〃	〃 31年1月21日	29
ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	〃	〃	令和元年5月7日	100
長森いきいき倶楽部ラシック	北一色10丁目38-1	〃	〃	〃 3年3月31日	29
第2大洞岐協苑	大洞紅葉が丘6丁目22-47	〃	〃	〃 3年4月1日	29
岩戸サンホーム	長森岩戸831	〃	〃	昭和49年4月1日	50
シャローム・みわ	三輪774-2	〃	〃	平成7年12月1日	30
サンライフ彦坂	彦坂川北230	〃	〃	〃 8年6月28日	15
黒野あそか苑	黒野404-1	〃	〃	〃 9年4月1日	15
ロイヤルコート寺田	寺田7丁目95	〃	〃	〃 11年4月1日	50
さ く ら 苑	奥2丁目28-1	〃	〃	〃 11年4月1日	30
やすらぎの里川部苑	川部3丁目20	〃	〃	〃 13年6月1日	80
エトワールざいこう	奥1丁目95	〃	〃	〃 14年4月1日	50
生活支援ハウスいきいき	北一色10丁目38-1	〃	〃	〃 14年4月1日	9
ラ・ポーレぎふ	鏡島南1丁目2-33	〃	〃	〃 15年4月1日	30
さ さ ゆ り	北山1丁目15-25	〃	〃	〃 15年4月1日	30
ウェルビュー明郷	真砂町1丁目20-2	〃	〃	〃 15年4月1日	20
大 洞 岐 協 苑	大洞3丁目3-1	〃	〃	〃 15年4月1日	20
和 楽 園	金竜町5丁目10-3	岐 阜 市	〃	昭和46年4月1日	—
友 楽 園	京町1丁目64	〃	N P O 法 人	〃 53年3月1日	—
西部福祉会館	西荘2丁目11-23	〃	社会福祉法人	〃 49年5月11日	—
みやこ老人センター	都通2丁目23	〃	〃	〃 56年10月1日	—
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1丁目34	〃	〃	〃 62年3月6日	—
交 楽 園	下鶴飼1丁目105	〃	団 体	〃 58年4月16日	—
三 楽 園	北野東827	〃	社会福祉法人	〃 59年5月12日	—
長 寿 園	八代1丁目11-13	〃	団 体	〃 59年5月12日	—
陽 楽 園	加納城南通1-20	〃	〃	〃 60年4月27日	—
三田洞神仏温泉	三田洞222	〃	株 式 会 社	〃 43年2月15日	—
ふれあいの館「白山」	鶴田町3丁目7-4	〃	公益社団法人	平成3年4月1日	—

※その他老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設は除く

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護施設、障害者支援施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良1300-7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	平成18年10月1日	180
岐阜市立第二恵光	西島町4-24	岐 阜 市	岐 阜 市	〃 24年4月1日	生活介護 60 施設入所支援 50
岐阜市立第三恵光	西島町4-24	〃	〃	〃 24年4月1日	生活介護 40 施設入所支援 40
日 野 恵 光	日野東4丁目10番9号	社会福祉法人	社会福祉法人	〃 29年4月1日	30
岐阜県立みどり荘	中西郷1-55	岐 阜 県	〃	〃 21年4月1日	50
はなみずき苑	大洞3丁目4-5	社会福祉法人	〃	〃 23年10月1日	60

(3) 地域生活支援事業施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
みやこ障害者センター	都通2丁目23	岐 阜 市	社会福祉法人	平成19年4月1日	30
サンフレンドみわ障害者センター	門屋字野崎95	〃	〃	〃 19年4月1日	25
サンフレンドうずら障害者センター	中鶉7丁目58	〃	〃	〃 19年4月1日	25
独立行政法人国立病院機構長良医療センター 筋ジスデイサービス	長良1300-7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	〃 19年4月1日	15

(4) 視聴覚障害者情報提供施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
視覚障害者生活情報センターぎふ	梅河町1丁目4	社会福祉法人	社会福祉法人	昭和34年5月1日	—
岐阜県聴覚障害者情報センター	藪田南5-14-53県民ふれあい会館1棟	岐 阜 県	一般社団法人	平成19年10月31日	—

(5) 障がい児施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
恵 光 学 園	長良東3丁目93番地	岐 阜 市	岐 阜 市	平成24年4月1日	54
み や こ 園	都通2丁目23番地	〃	社会福祉法人	〃 24年4月1日	20
ポ ッ ポ の 家	長良1278番地1	一部事務組合	一部事務組合	〃 24年4月1日	50
岐阜県立希望が丘こども医療センター 児童発達センターきらり	則武1816-1	岐 阜 県	岐 阜 県	〃 24年4月1日	20
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武1816-1	岐 阜 県	岐 阜 県	〃 24年4月1日	50
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良1300番地7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	〃 24年4月1日	180

(6) その他

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
三田洞神仏温泉3階 (旧身体障害者保養所「清泉荘」)	三田洞222	岐 阜 市	株 式 会 社	昭和47年10月2日	—
岐阜県福祉友愛プール	鷺山向井2563-18	岐 阜 県	一般社団法人	平成28年12月1日	—
岐阜県福祉友愛アリーナ	則武1816-1	岐 阜 県	〃	令和元年6月1日	—
岐阜市盲人ホーム白杖園	京町1-64	岐 阜 市	〃	昭和39年4月1日	—
岐阜県障がい者総合相談センター	鷺山向井2563-18	岐 阜 県	岐 阜 県	平成27年4月1日	—

